

議案第 135 号

伊賀市水道水源保護条例の一部改正について

伊賀市水道水源保護条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市水道水源保護条例の一部を改正する条例

伊賀市水道水源保護条例(平成16年伊賀市条例第276号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とする。

第12条第2項中「実施予定者等」を「実施予定者」に改め、同条第3項中「があつた」を「を受け、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれがあると判断した」に改める。

第13条第1項中「実施予定者等」を「実施予定者」に改める。

別表第3号中「産業廃棄物処理業」の次に「(産業廃棄物処理施設(三重県産業廃棄物処理指導要綱(平成10年6月5日制定)第2条第8号に規定する産業廃棄物の処理施設をいう。)を設置して産業廃棄物の収集、運搬、保管、処分のいずれかの事業を行うもの)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。